

「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」の目的と効果等

1. 「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」について

当財団は、産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等のための基金の運用団体であることから、基金を効率的に運用することが不可欠であり、とくに、不法投棄の未然防止に関しては、基金の縮減に結びつくことから、産業界や都道府県への財政支援の可否を審査する運営協議会の場で求められることもあり、様々な取り組みを行ってきた。

処理業者等による大規模不法投棄が撲滅されつつある一方で、近年の産業廃棄物の不法投棄の状況をみると建設廃棄物の割合が依然高く、排出事業者による不法投棄や小規模不法投棄の占める割合が増加している（図1）。このため、不法投棄の未然防止ためには、建設分野への適正処理に関する広報活動が重要になっており、平成24年3月から当財団では、建設リサイクル推進協議会との共同勉強会の結果（以下に概要を示す）を踏まえて、小規模建設業者や末端の建設従事者を対象とした産業廃棄物の適正処理を推進するための講習会を開催している。

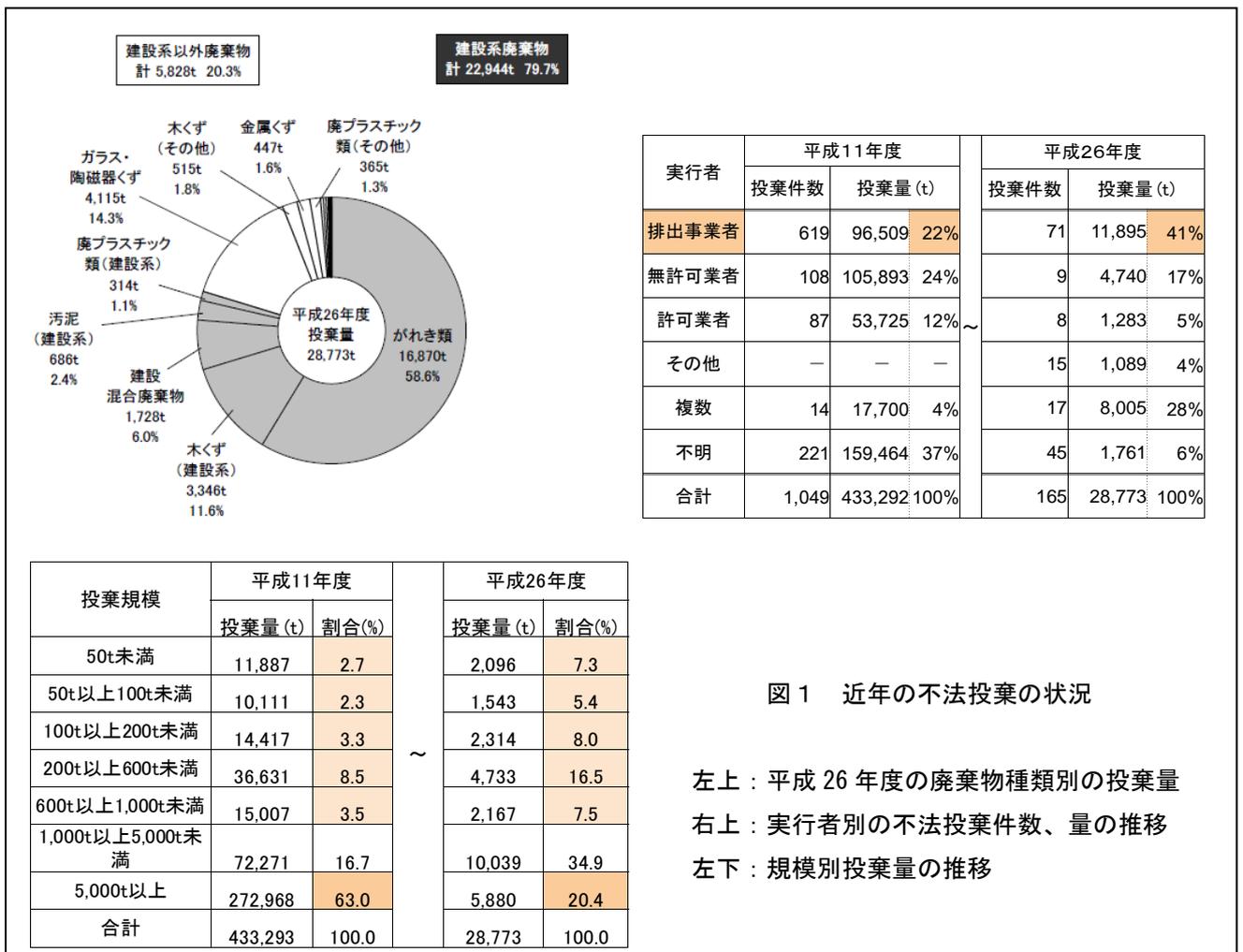


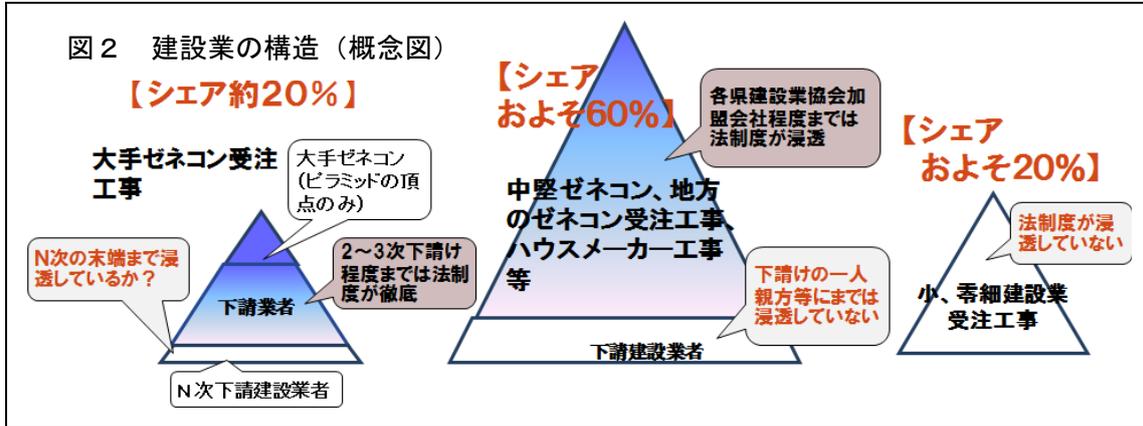
図1 近年の不法投棄の状況

左上：平成26年度の廃棄物種類別の投棄量  
 右上：実行者別の不法投棄件数、量の推移  
 左下：規模別投棄量の推移

## 2. 小規模建設現場従事者への法制度等の周知状況

### (1) 建設業界の構造と小規模建設現場従事者

建設業界は概ね図2の概念図のように表され、業界団体に属していないような小、零細の建設業者へは、情報が伝わりにくい現状にある。このような小、零細の建設業者や地方ゼネコンの末端で廃棄物処理法等の情報が伝わりにくいとみられる従事者は概算で200万人程度存在するとみられる。



### (2) 小規模建設従事者の実態

表1に小規模建設業者へのアンケート結果を示す。表1から、小規模な建設業者へは廃棄物処理に関する情報がほとんど伝わっておらず、情報が末端まで伝わっていないことが建設系廃棄物の不法投棄の発生要因の一つであることが窺える。

表1 小規模建設業者へのアンケート結果

アンケート・設問	従事企業規模別の該当者数				
	～5名	6名～	規模不明	計	
平成22年廃棄物処理法改正を知らない	166 (84%)	52 (78%)	16 (89%)	234 (83%)	
廃棄物取り扱いルールを聞いたこと無し	68 (35%)	24 (36%)	7 (39%)	99 (35%)	
法制度等の情報入手先 (複数回答)	自治体	8 (4%)	7 (10%)	0 (0%)	15 (5%)
	建設の保険関係団体等	63 (32%)	14 (21%)	3 (17%)	80 (28%)
	元請会社	19 (10%)	11 (16%)	1 (6%)	31 (11%)
	産廃業者	63 (32%)	20 (30%)	4 (22%)	87 (31%)
	その他(ネット等)	10 (5%)	3 (4%)	1 (6%)	14 (5%)
	産廃業者	63 (32%)	20 (30%)	4 (22%)	87 (31%)
アンケート・設問	従事企業規模別の該当者数				
	～5名	6名～	規模不明	計	
不適切な処理を行った経験 (複数回答)	現場等で残材投棄(現場内埋立等)	27 (14%)	8 (12%)	2 (11%)	37 (13%)
	現場等で残材を燃やした	41 (21%)	20 (30%)	2 (11%)	63 (22%)
	産廃業者の許可を未確認	47 (24%)	12 (18%)	1 (6%)	60 (21%)
	産廃業者への未契約委託	24 (12%)	7 (10%)	1 (6%)	32 (11%)
	マニフェスト不使用	31 (16%)	4 (6%)	0 (0%)	35 (12%)
	その他	4 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (1%)
	全体(上記いずれかの該当者)	122 (62%)	32 (48%)	5 (28%)	159 (56%)
	元請の処理費不払い、抑制	18 (9%)	9 (13%)	0 (0%)	27 (10%)
	元請の解体費不払い、抑制	20 (10%)	8 (12%)	0 (0%)	28 (10%)
	発注者の不要物処理要請	25 (13%)	3 (4%)	1 (6%)	29 (10%)
罰金、命令の重さ不知	16 (8%)	6 (9%)	0 (0%)	22 (8%)	
廃棄物処理ルールが面倒	14 (7%)	9 (13%)	0 (0%)	23 (8%)	
廃棄物処理ルールを不知	21 (11%)	5 (8%)	1 (6%)	27 (10%)	

注) 平成25年2月から7月にかけて、関東及び九州の建設の保険関係団体を通じて行った「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会(当財団主催)」(6箇所、8回)への参加者を対象とした無記名のアンケート調査。

### 3. 建設現場従事者向け講習会の目的、内容

#### 【講習会の目的】

受講者の方々に、不法投棄や有害廃棄物による健康被害などのトラブルを防ぐための正しい知識や情報を身につけて頂くことを目的とする。

また、廃棄物の適正処理を学んだ受講者が広く発注者や社会に認知されることで、受講者がより仕事がしやすくなるように、講習修了者の情報公開も進めている。

#### 【講習内容】

- ・廃棄物処理を処理業者へ委託した場合の契約書、マニフェスト等の解説
- ・建設業者による産業廃棄物の保管・運搬の実務
- ・廃棄物、工事排水についての違反事例など
- ・その他、工事現場に関係する環境法令の解説

#### 【講習会場】

- ・当財団会議室
- ・出張講習（10名程度以上、休日夜間可）

#### 【受講料】

3,000円

#### 【講習修了者】

- ・講義後に修了試験を実施し、合格者へ、修了証を配布

#### 【修了者情報公開】

- ・当財団ホームページ（産廃情報ネット）で講習修了者のリストを掲載し、希望に応じて、修了者名、所属等を掲載

#### 【修了者数（平成27年11月末まで）】

2,443名

#### 【受講者の声（主なもの）】

- ・大変知識を得ることができた。大変勉強になった。（6件）
- ・法令が改正されたときにこのような講習を開催して欲しい。定期的に講習を開催して欲しい。（5件）
- ・時間を多くかけても内容をきめ細かくして欲しい。（数件）
- ・廃棄物処理について迷うことが多いが、適切な相談先がなく、受講した。
- ・同業者の刑事処分等のトラブル事例について、ほとんど知ることがなく、情報が欲しい。
- ・学校の修繕工事の際に、工事発注者の学校から、体育館にある古いマット等の不要物を一式引き取るように言われ、苦慮している。（解体工事時の生活残材は、産業廃棄物と思っており、いつも処理していた）
- ・収入が減っているなかで、住宅工事等で発生した廃棄物を自社で運搬中に山中等に捨てたという話は、よく聞く。
- ・トラブルの抑制に繋がる。
- ・もっと廃棄物について勉強しようと思った。

#### 4. 講習会の効果

本講習の対象者数はおおよそ 200 万人程度存在するのに対し、受講者数は 2000 名余であり、統計的に本講習会の効果を判断することは難しいが、受講者の多い都道府県では近年の不法投棄量が少ない傾向がみられる（図 2）。

また、表 1 で受講者の 56%が、情報不足等により過去に何らかの不適正な処理を行ったと回答しており、本講習が全対象者にくまなく実施されれば、懸案になっている工事現場内の不適正な埋立の防止や、野焼き、野積み等を行っている不適正な解体業者への搬出の過半を抑制する効果が見込まれる。

なお、不法投棄が多い大都市圏や地方部で受講者数を増やすことは今後の課題である（表 2）。

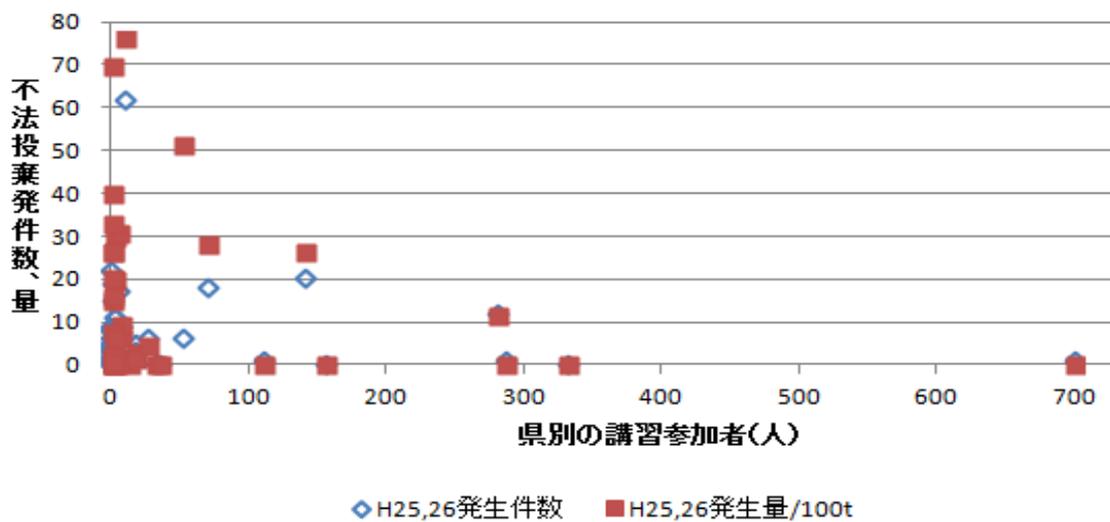


図 2 県別の平成 25, 26 年度の不法投棄発生件数、発生量と講習会受講者の関係

表 2 平成 25, 26 年度の不法投棄発生量上位 15(左)と受講者数上位 15(右)

順位	都道府県	H25,26不法投棄発生量 (t)	順位	都道府県	受講者数 (人)
1	茨城県	7,616	1	東京都	700
2	三重県	6,991	2	埼玉県	332
3	福岡県	5,157	3	愛知県	287
4	鹿児島県	3,991	4	群馬県	281
5	宮崎県	3,296	5	神奈川県	156
6	栃木県	3,068	6	千葉県	140
7	北海道	3,007	7	愛媛県	110
8	青森県	2,823	8	青森県	70
9	千葉県	2,666	9	福岡県	52
10	滋賀県	2,643	10	大阪府	35
11	奈良県	2,630	11	長野県	33
12	長崎県	2,040	12	兵庫県	26
13	山梨県	1,976	13	福井県	18
14	和歌山県	1,616	14	静岡県	18
15	京都府	1,508	15	山形県	13

## 5. 平成28年度以降の予定

これまでの受講者の内訳をみると、出張講習の受講者は、建設現場従事者がほとんどを占めるものの、財団開催分については、企業の廃棄物や環境の管理部門の担当者が多くを占め、講習内容よりも詳細・高度な情報を欲していることが多い。

このため、来年度から、より詳細・高度な適正処理に関する情報提供を行うことを目的に、下表のとおり既往講習の一部を「総合管理コース」（新規）に移行する。

現 行	平成28年度（案）
1) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 ①産業廃棄物コース 6回/年、及び外部（講習料 3000 円） ②残土・汚染土コース 5回/年、及び外部（講習料 3000 円）	1) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 ①産業廃棄物コース 5回/年、及び外部（講習料 3000 円） ②残土・汚染土コース 5回/年、及び外部（講習料 3000 円） ③総合管理コース（新設） （①②及び②の内容を統合、専門化） 3回/年（講習料 8000 円）
2) 残土・汚染土壌運搬担当者講習会 5回/年、及び外部（講習料 3000 円）	2) 残土・汚染土壌運搬担当者講習会 5回/年、及び外部（講習料 3000 円）

### 注）総合管理コースの位置づけ

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 産業廃棄物コース、残土汚染土コース	産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 総合管理コース
主対象 ; 建設工事現場従事者 講習時間 ; 2 時間 講習内容 ; 委託処理の基本等（廃棄物コース） 残土条例の解説等（残土コース） 受講料 ; 3000 円 修了証 ; 講習修了証	主対象 ; 建設業等の環境、廃棄物管理担当 及び建設工事現場従事者 講習時間 ; 4 時間 講習内容 ; 廃棄物、残土等の適正処理方法（詳 細事項を含む）、残土等の運搬方法 受講料 ; 8000 円 修了証 ; 講習修了証

## 6. 収入見込み

### <収入見込み>

平成27年度見込み	平成28年度(案)
1) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 定期講習 $3000 \text{ 円} \times 21 \text{ 人(実績)} \times 11 \text{ 回} = 693,000 \text{ 円}$ 出張講習 $3000 \text{ 円} \times 281 \text{ 人} + 110,000 \text{ 円} = 953,000 \text{ 円}$ 計 <u>1,646,000 円</u>	1) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 従来コース定期講習 $3000 \text{ 円} \times 21 \text{ 人} \times 10 \text{ 回} = 630,000 \text{ 円}$ 総合管理コース $8000 \text{ 円} \times 21 \text{ 人} \times 3 \text{ 回} = 189,000 \text{ 円}$ 増分 $630,000 + 189,000 - 693,000 = 126,000 \text{ 円}$ 収入見込み $1,646,000 \text{ 円} + 126,000 \text{ 円} = \underline{1,772,000 \text{ 円}}$
2) 残土・汚染土壌運搬担当者講習会 定期講習 $3000 \text{ 円} \times 12 \text{ 人(実績)} \times 5 \text{ 回} = 180,000 \text{ 円}$ 出張講習 $3000 \text{ 円} \times 15 \text{ 人(実績)} \times 3 \text{ 回} = 135,000 \text{ 円}$ 計 <u>315,000 円</u>	2) 残土・汚染土壌運搬担当者講習会  同 左

「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」講師は財団職員1名が専属で対応しており、年間人件費をまかなえる状況に無い。